

令和 8 年 2 月

お客さま各位

株式会社香川銀行

債券・投資信託取引に係る約款・規定の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、下記のとおり債券・投資信託取引に係る約款・規定を一部改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の約款・規定等は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定する約款・規定

- (1) 投資信託総合取引約款
- (2) 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- (3) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
- (4) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
- (5) 一般債振替決済口座管理規定
- (6) 保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）

2. 改定概要

- ・投資信託取引の届出印鑑の届出方法を変更
- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う項番の修正
- ・令和 7 年度税制改正への対応

※改定後の約款は[こちら](#)をご覧ください。

3. 改定日

令和 8 年 2 月 16 日（月）

以上